

**○議長（山須田清一君）：**休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、眞田君。

眞田議員に申し上げます。

昼食時間を控えておりますので、途中で中断させてもらう場合もあろうと思いますので、それを踏まえ質問をお願いします。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**それでは私の質問をしたいと思います。1項目4点について質問したいと思います。タイトルでございますけれども、安心して住み続けることができる。そして、活力がある地域づくり。かなり欲張った質問でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

厚生労働省の、国立社会保障・人口問題研究所。今年3月27日の北海道新聞で、2040年までの全国の地域別将来人口推計値を発表。少子高齢化の進行で、2040年には2010年の国勢調査と比較して、道内人口で約24パーセント減少、65歳以上の人口比4割を超えると推計されております。宗谷管内の市町村も軒並み減少して、地域維持もおぼつかない、衝撃的な数字が発表されました。福祉や労働力の確保、地域社会の維持、地域住民の暮らしに深刻な影響が予想されております。

猿払村の数値は、2010年の国調段階で2825人。それが2040年には2241人になると。減少率21パーセント。全国、全道、宗谷管内の減少率と比較しますと、若干低い数値ということでもありますけれども、地域を維持するためには、かなり不安を感じる厳しい状況に変わりないというふうに私は押さえております。

まず、まちづくりの形でございますけれども、いびつであってはいけません。何か一つだけ突出していればいいと。ホタテに象徴されるように、日本一。それで事足りるのかと、地域維持されるのかというと、そうではない。やはり、何か一つ突出していても駄目なんだろうなど。そんなふうには私には思いません。健全で健康なまちづくりの条件。これはバランスだというふうに私は思います。というところで、抜本的な対策というような部分では、やはり

急務でありながらも、目標をしっかりと定めなければならぬ。

そういう意味で、安心して住み続け、日常生活に喜びと生きがいを実感できる、そんな地域づくり。二つ目に、住民が共に支え合って、思いやりの心を共有する地域づくり。三つ目に、人口増が望める術もない。しかし、努力によっては何とかなるのかな。どう地域を維持していくのかという政策。これは、この三つが相まって、健康なまちというふうな位置付けられるんだらうというふうには捉えております。そういう三つの視点で考えますと、それらの内容について、どういうふうに分けられているのか。それと、求められる施策というのは、どういう形の政策実行をしていくのか。そういう視点で、以下について質問していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、村の維持発展、雇用対策として、一次産業、1. 5次産業、二次産業、六次産業。いろいろ、三次、四次という部分もありますし、この振興が欠かせない施策というふうには私には思ひます。その中で、既存の今の施策で満足せずにですね、新たな施策。新たな挑戦。そういった視点から、その活性化策、振興策についてお伺ひしたいと思います。

また、少子高齢化の進行ということになりますと、労働力の確保。これは前も村長に述べております。労働力の確保については大変な問題だと。しかし、確保できないから何もできないということにはならない。しからばどうするのか、という方策を、本当に真剣になって考えていかなければならぬ。そういったことで、労働力確保対策というような部分で、どういうふうに進めていったらいいのか。そういう視点で質問したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（山須田清一君）：**巽村長。

**○村長（巽昭君・登壇）：**ただ今の質問にお答えをいたします。地域活性化策、振興策についてありますが、これには地域資源を活用した取り組みが必要であると認識しております。本村には物産的資源である漁業、酪農業があり、その中で、いくつかが製品化されております。しかしながら、私としては、

まだまだ可能性があると思っておりますし、新たに製品化され、経済価値を生むことで、地域が活性化していくものと思います。そして、その製品が地名と結び付くことで、地域ブランドが構築されるだろうと考えます。その地域ブランドが構築されることで、事業を展開しやすくなり、地域資源を活用した企業のクラスターによる産業振興へつながると考えますし、地域資源の活用により、高い付加価値の産業が育つ可能性が出てくるように思います。

このことをですね、行政として、どう進めていくかということになりますが、まずは事業者などの参加を得て、情報や知恵を出し合い、そこから新たな何かを生み出していく場の設定を設けていきます。その中で、運営方法を定めたり、アイデアの出し方や活用方法など、基礎的なルールの方向性を示しながら関係者の足並みを揃えていきます。また、地域の人材、あるいは各種団体同士のコーディネートや、地域外部の専門家の紹介などを行うネットワークのつなぎ役も行っていきたいと考えております。

しかしながら、過去からの状況を鑑みまして、地域資源を活用した事業化は厳しい状況ではありますが、多少時間を投入してでも取り組んでいく価値があるものと認識しておりますので、その環境づくり、仕組みづくりに努めてまいります。

次に、労働力確保対策についてであります。議員のおっしゃるとおり、少子高齢化に伴い、労働者の確保問題は、本村にとっても重要な課題の一つとなっております。一例になりますが、村内における加工場の女工員不足があります。村内は元より、近隣の市や町に募集しても応募がなく、各企業は苦慮しているところであります。その中で、人材派遣会社などを利用しながら雇用の確保に努めているところでもあります。先般も、行政と水産加工振興協会、漁業協同組合と意見交換をさせていただいた中で、3年後以降に、女工員の確保が非常に難しい状況になり、今後は人材派遣に頼らざるを得ない状況下にあるとのことでしたが、そうなった場合、どうしても住宅の確保が必要であるとの御意見もいただきました。

他の議員さんからの御質問にもありますとおり、私としても水産業の振興のみならず、地域おこし協力隊の受け入れや、移住、定住施策の面から見ましても、住宅問題がネックになっている現状でありますので、各課横断的に住宅問題の解消に向けて協議をしてまいります。

また一方で、中国人実習生が労働力の一翼を担っていることは、当村では否定できません。たまたま道新に投稿いたしました私の記事も一つの切っ掛けとなり、今、北海道漁業協同組合連合会、北海道議会、派遣組合等で連携した会議が開催されております。これに自治体を含めてですね、実習生拡大の共通認識の下、国に規制緩和を求める方向で今、動いておりますので、私も積極的に参加し、規制緩和を求め、実習生拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：基本的には、やはり地域資源をどう生かしていくかと。なかなか厳しいという、今、表現されておりましたけれども、確かに厳しいでしょう。しかし、これは村の共有の財産ですね。地域資源。それをどう生かして地域の振興に結び付ける。活力に結び付けていくかというのは、これなくして地域維持はあり得ないというふうに、私は断言できる。そういうふうには押さえておりますし、何とんでもこれは努力していかなければならないことなんだろうな、というふうに思いますね。

それと、労働力の確保につきましても、現状は他町村に、おんぶに抱っこというようなことで、かなり協力を願っていると。他町村から来ている女工さんも多いというふうに聞いております。しかし、それだけに頼っていいんだろうかと。やはり、一つのことでは解決できる問題でない。人材派遣で解決できる問題でもないだろうと。複合的な村づくりをして人を増やす。若い人が住みやすい地域をつくる。これから今、課題として、また質問になってきますけれども、複合した取り組みがなければですね、単独政策で解決できる問題でないというふうに私は、そういうふうに思うんですね。

それと前にも、地域おこし協力隊の同僚議員の質問の中で、住宅がないから、なかなかできない、というような答弁を聞いて愕然としたんですけども、住宅の確保の問題。これは、これからの労働力を維持、確保する上でも、住む所がないというのは決定的ですよね。しかしですね、いくらでもあるでしょう。今、賃貸アパートの制度もできましたね、助成制度。それだとか、借り上げ式の公営住宅の制度だってあるわけです。村で何でも かんでも公営住宅を建てなければならない、そういう時代は終わったと。民間に建ててもらって、それを公営住宅として借りる方法だってあるはずなんです。これは建設課長、あとでちょっと伺いますけども、借り上げの公営住宅制度というのは、これはあるんですね。

他の自治体では、市営住宅は建てないが、と。これは、どこかの市ですけども、アパートの借り上げや家賃の補助を検討して対応します。市長 さんが議会の答弁の中で、こういうことをされていますね。当たり前のことはできるんですよ。できない要因として、こういうものがあります、と挙げられても議会では非常に困る。何とか、その方法を考えなければならないということで、是非、これについては横断的な連携を取って。これは絶対にあるはずですよ。国の助成、又は、てこ入れもあるはずなので、そのあたりも十分にですね、横断的な協議をして、対応していただきたいと思います。

これについては副村長、どうですか。そういう調整を図ってですね、あるセクションの中で住宅をどうする。ない。ないからできない。それでは困るんですよ、行政運営としては。できなかつたら建設課に行って、建設課長、これ何とかならないか。これはこういう制度にならないか。そういう形で解決してもらって、やらなければですね、解決なんてとてもできない。ある所で、私は担当していないから。だけど住宅問題は非常に困るから、それはできません、と言ったら、それで終わります。そういうことでは困るんです。これについて一つ答弁をお願いします。

**○議長（山須田清一君）：**三浦副村長。

**○副村長（三浦高志君・登壇）：**お答えいたします。議員が御指摘のように、単独で住宅対策というのは、できるものではないという、そのとおりだと思います。従来、建設担当が、いわゆる公営住宅、あるいは住宅対策ということで、専属して持ってきたというのが、これが従来の行政のやり方であります。しかし、今、御指摘のように、住む人の条件だとか、それから住宅が一定のものしか駄目だという、もう、そういう時代ではなくて、いろいろな、様々な条件が必要になってくるという、求められるという時代ですから、そういう意味では、いろいろな部署の持っている情報だとか、それから、対応すべき課題だとか、そういったものを、きちんと連携をする中で、その実現のために何ができるかと。何を捕まえることができるのか、というところの、そういった連携は、きちんと取るようにですね、私のほうも指示をしてみたいと思います。

ただ、住宅対策ということで、村長もお答えさせていただいていますけども、現実にはない中で、その住宅をどう確保していくかという部分では、やはり村が建てるか。御指摘のように、民間の方が持っている所を借り上げて使うか。あるいは、新たに民間の方に建てていただくか。ないものを作り出さなければなりませんので、そういった意味では、今ないものを民間の方に建てていただくという、住宅を作り出す施策は既にスタートをしておりますので、こういった部分が、さらに拡充できるかどうか。今、時限立法といいますか、時限の条例でありますので、これは従来から議会で担当のほうから御報告しておりますように、効果を見ながら、そして、これの方策をですね、継続、あるいは拡大ということを、さらに検討してまいりたいということになろうと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**公営住宅法も変わりました。前にも、この問題で、共有スペースを設置した公営住宅の建設について議論しました。具体的に提案もしました。実現されておられません。しかし、法の中では何とかなる。基本的に私、そういう押さえをするんですけども、例えば、ここで言う、イン

ターネットで開いてみましたらね、借上公営住宅制度というのがありますね、はっきりね。それだとか、地域優良賃貸住宅制度。これは高齢者の仕様だとか、高齢者に合わせたものだとか、障害者に合わせたとか、子育て世代に合わせたものだとか、そういうものを有料の賃貸でできますよ。その代わり、民間活力をどんどん底上げして、やってもらって、村がそれを借りるというような方法もある。ですから、これが、条件が、この部分が駄目だからできませんで、そういうことというのは、あり得ないんですね。

先ほども同僚議員が言っていましたね。羽咋市の高野誠鮮氏。可能性の無視は最大の悪策だ。可能性があっても、それはできない。できない理由を述べる。できない理由はいいんです。何とかしてやれる方法を今、ここで議論したいと思います。よろしく、その部分について十分議論していただきたいと。特に住宅政策と労働問題については、いろいろな難しい問題も含まれるでしょうが、何とか努力して、そういう問題を解消していただきたいと。

これは過去にですね、漁業関係の世永（邦雄）議員さんが生きておられたときに、実は、漁業に関する企業の誘致、労働力の確保の問題について、一般質問しておりますね。私は、そちら（執行）側にいて聞いておりました。やはり当時から、今から十数年前ですから、相当やはり、この問題については課題になっていたんだらうと。しかし解決されないままに今日に至っているというのが現状だと思います。一つ、努力を続けていただきたいと思います。

次にですね、今言うように、労働力もそうですし、やはり地域の資源を活用するといっても、なかなか難しい問題があります。やはり、生産者との合意といっても、どこで合意して、どうしていくのかというのは、行政が全てできるわけではないんです。やはり、その合意があって初めて政策展開できるんだらうなというふうに思いますから。難しいというふうに理解していますけども、しかし、村も真剣になって一つの目標を設定して向かっていかなければ、やはり、その情熱は伝わらないというふうに私は思いますから、一つ提案しますけども、昔ですね、昭和50年前後に、農業の近代化計画というのがあり

まして、当時はですね、33（サンサン）運動という運動だったと思います。目標設定しました。近代化計画といいますが。それには、33運動というのは、牧草を反収3トンにしようと。今は2トンぐらいしか獲れていないけども、1.5倍の3トンにしよう。乳量も2千キログラムだけど、3千キログラムにしよう、という目標を立てて、基盤整備づくりや、農業形態を変えていこうという努力をして、やってみました。

その次に、徐々にその目標が達成されてですね、今、昭和50年と調べていただいたんですけど、今度は、55（ゴーゴー）運動というものに。

33から55になりました。牧草を反収で5トンにアップしましょう。乳量も5千キログラムにアップしようという、そういう運動、目標値を。今、それが達成できているかどうかは、私ちょっと勉強不足で分からないですけども、そういう運動を、目標を設定して、一生懸命励んだ結果が、今日の酪農があるというふうに私は思いますんで、ここは提案します。

先ほど、地域資源を活用すると、村長の話がありましたけども、この地域資源を、1.5次産業の振興というふうに位置付けましてね、当面の目標ということで、地場製品の1.5パーセントを地場加工に切り替えようと。今ある既存の加工とは違った、もうちょっと高い付加価値を付けるような、そういう形で生産量の1.5パーセント。係わる雇用も、そこで1.5パーセント増やそうと。このあたりが無理のない数字ではないだろうか。そのあたりから始めていかないかと。

例えば、漁業でいけば4万トンの1.5パーセントですから、600トンぐらいですか。それを、現在の加工業とは別に、付加価値を付けるための、手間の掛かる加工に向けたら、どうなんだらうと。そんなことを提案していきたいと思いますが、そのあたり、出発点としてはどうかと。そういう提案をしたいと思います。それについて、ちょっとお答えいただきたい。

それと、昨年でしたか。私、1.5次産業振興室なるものを、こういう形を組織の中に作ってはいか

がですか。これは提案したんですけども、村長から、まだ具体的に、そのあたりは、今の状況では、その考えはないということで一蹴されましたけれども、改めてですね、そういう形の組織も必要になってきているのかなと、そういうふうに思います。その、あわせて2点を、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（山須田清一君）：**伊藤産業課長。

**○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：**ただ今の眞田議員の御質問にお答えします。今、年間4万トンで、600トン増だという、3か年、若しくは5か年計画でどうだ、という形の中で御提案をいただきました。

それで、前回の村長の答弁にもありましたとおり、今、執行方針にも掲げておりますとおり、加工協との冷蔵冷凍庫の建設に向けて、どういうものが本当に具体的に必要なのかも含めて、先日、協議会を開かせてもらって、いろいろ意見交換をさせていただきました。その中で、実は、その前にですね、労働力の部分が非常に困っている、という部分の中で、いろいろ御提案をさせていただいて、先ほどの村長の答弁にあったような経過でございます。最終的には住宅がネックになっているという部分の中で、いろいろ御意見をいただきました。その中で私のほうも戻ってきまして、財政企画課長、それと建設課長等も含めてですね、やはり、こういう問題が一番、住宅問題がネックになっていると。それは地域おこし協力隊も含めてですね、眞田議員のほうから御提案のあった、今、民間のほうの活力を導入しながら、どうだというような御意見もいただきました。

そういう中で今後、各課横断的にですね、早急に、そういう組織を立ち上げて、どうやったら住宅を建てて、労働力を確保していけるかという部分で、早急に検討していきたいというふうに思いますし、それから、六次産業までの部分なんですけれども、加工協さんのほうと、いろいろ協議、検討させてもらって、その冷凍冷蔵庫の中にですね、もし建てるとすればですね、六次産業までの部分も含めた研究室も含めながら、商品開発をしていければいいなど、いこうよ、というような御意見もいただきましたし、

私も、そういうふうにしていきたいというふうに考えておりますので、それは計画的に。

お金の掛かることですから、早急に、ということにはなりませんけれども、第7次総合計画の中です、ね、きちんと、ある程度の方向性をうたっていければですね、脱しながら、今後も加工協さん、若しくは漁協さんのほうと継続的に協議をしていきたいというふうに考えておりますし、当然、うちのほうはホタテ、漁業だとか、酪農業の牛乳も含めてですね、産業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（山須田清一君）：**巽村長。

**○村長（巽昭君・登壇）：**ただ今の質問にお答えいたします。二つの質問の最初の、1.5パーセントほどをですね、地元の加工場に、新たにできないかという御提案でございましたが、これは、もちろん漁業協同組合とですね、慎重に協議しながらですね、抜本的な提案だと思いますので、慎重に協議してまいりたいなと思っております。

あと、産業振興室ですか。前にも提案ございましたけども、これについてはですね、そのときは確か、そういう考えはないと答弁したと思っておりますが、これにつきましてもですね、振興室という形には囚われずですね、産業課の増員とか、そのような角度の中でですね、検討してまいりたいなと思っております。

**○議長（山須田清一君）：**ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

**休憩 午前11時59分**

**再開 午後 1時00分**

**○議長（山須田清一君）：**休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

眞田君。

**○議員（眞田勝也君）：**午前中に答弁いただきましたけれども、1.5次残業の部分につきまして、又は六次産業の部分につきまして。例として、漁業でいえばということで、例に出しましたけども、農業

資源についても同じことが言えると思います。それで、一つの目標として、最初から大きい目標を掲げて実現できなければ意味がない、ということで、先ほど、1. 5次産業にもじって、1. 5パーセント運動というのを、そのあたりから取り組んではいかが、という提案をさせていただきました、ということをご理解いただきたいと思ひます。

それと、1. 5次産業振興室というような部分についてもですね、特に、これにこだわる必要はございませんけれども、実は、羽咋市の高野誠鮮さんも、同じ振興室長のときに、いろいろな仕掛けをしたというようなこともありますね。その話を聞いて、同じようなことを考えている人がいるんだと、そんなような認識でおりますんで、これについても検討いただけたらというふうに思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとですね、先ほど、住宅政策についていろいろ厳しい問題があるということですから、これについても何回も議論しています。民間の活力で、いかに維持向上させるかということに、やはり視点をもう少し置くべきだ。そのために、賃貸アパートの助成制度というものも作ったわけですから、そういうものを積極的に生かす政策をやらなければですね、制度を作ってしまうと、あとはどうでもいい、ということであってはいけないと思ひますね。

これについてですね、今一度、住宅政策について、公営住宅でもいろいろな政策が、実は、国交省の中でも、我々が考えられないような、昔では考えられない政策を、今どんどん打ち出されてきているんですね。そういうことも含めて、これについては情報を得るといふのは、今はインターネットでも得られますし、それと国、又は道に行つて、そういう情報を得てですね、取り組みに生かしていただきたいというふうに思ひます。これは要望して終わりたいと思ひます。

それで2番目の質問に入りたいと思ひますけれども、実は、猿払村だけでですね、自己単独で、完結型の行政運営という部分については、他の町村と肩を並べて、何でも他の町村と同じものがなければならぬという従来発想では、やはり限界があるというふ

うに私は考えるんですね。そういうことで、周辺の自治体と役割を補完し合うと。そういう必要性というのは、私は何回もここで提案してきておりますけれども、定住自立圏形成協定。これを結んでおりますけれども、姿が見えない。これについて、どう進めようとしているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。定住自立圏形成協定の取り組みについてお答えをいたします。平成23年1月に宗谷定住自立圏形成協定に調印し、稚内市が、管内町村との共生ビジョンを同年5月に策定されております。その共生ビジョンに示された、猿払村と進める項目の中で現在進められているのは、広域観光推進事業、早期療育通園センター運営事業、消費者生活相談体制強化連携事業などに留まっております。

定住自立圏協定の中で大きな期待をしております医療関係については、残念ながら進展はありません。協定相手である稚内市の考えにもよりますが、市立稚内病院と村国保病院との連携の強化は、現状では難しい状況と感じております。しかし、共生ビジョンは平成27年度までの期間の取り組みとなっておりますので、具体的な取り組みの推進に向けて、稚内市長と協議を行う予定でおります。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：中心市街地が稚内市ということですから、稚内市が動かなければ、周辺の協定された町村も何も動かないんだと。実態は、そういうところかなと思ひますけれども、具体的な提案を、我々町村からもですね、具体的な提案をしていくという作業が必要でないかなというふうに思ひますね。ですから、そういう意味でですね、必要な事業というのは、従来の枠組みの中で、ものを考えるのではなくですね、地域にとって、こういうこともあつて稚内市との協定を結べば、協定を順守すればですね、利用、補完し合えれば効果が大きいと。そういったところで協議していただきたいなと思ひますね。

これで、交付税措置です、中心市街地はいくらですか。4000万円ぐらいですか。我々の町村で1000万円ぐらいですかね。このまま平成27年までいってしまえば、ただ協定して、年間1000万円もらうための作業に終わってしまうよと。平成27年度まで。今は平成25年度ですよ。あと、極端に2年数か月の間に何ができるんだと。やはり、これは真剣に考えてもらわなければ、この制度は制度だけで終わってしまう。積極的に、猿払村からも具体的な提案をしていくという作業も必要でないかと思えますけど、いかがでしょうか。

**○議長（山須田清一君）：**坂本財政企画課長。

**○財政企画課長（坂本秀喜君・登壇）：**ただ今の御質問にお答えさせていただきます。実は、定住自立圏構想の協議につきましては、毎年、春に担当課長会議というのが行われております。その中で稚内市、もちろん中心市が幹事という形で進められておりますけども、その中で具体的な要望等のお話はさせてもらってます。先ほどの村長の答弁の中にもありました、医療についての協議をさせてほしいということも、過去に言ってきております。

当面、定住自立圏構想として進める、今年度協議しているものとしたしましては、なかなか住民の皆さんに理解されづらいことかもしれませんが、公平委員会の共同設置とかという、進めやすいものから始めようという段階から進んでいないのが現状であります。これから早急な話としたしましては、宗谷管内での防災体制の整備、共通での備品等の整備を協定に基づきながらやっていく、という方向では進んでおりますが、残念ながら目に見える形にはなっておりません。

内部でもしっかりと協議をしながら、積極的に猿払村からも定住自立圏構想の中で、どう進めていくかという話を提案したいというふうに考えておりますので、もう少し、お時間をいただきたいと思えます。時間がなくて、いただける時間も限られておりますけども、早急に内部で、もう一度お話をさせていただきます。以上です。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**ただ検討だけ、会議だけ開けばいいのではなく、やはり、進んでもらわなければ困るんですね。そして、うちの地域にとつて、こんなことが町村、また、市と補完し合うことによって効果があるよ、というような部分は、みんなで話し合いをして、組織の中です。そういうものを導き出していくという作業は当然、付いて回りますから、黙っていても進んでいかないということだけを、ここで念を押して、努力していただきたい。そういうふうに思います。

それでは次の質問に入りますけども、若い世代が住み続けたいくなるような、実効性のある子育て支援策。これは、ここ（一般質問通告書）に括弧して

「保育料の無料化」と書いておりますけれども、実は、これは昨年3月ですか。条例改正して保育料金の改定をさせていただきました。これも、いつ下げてくれるんだ、というような部分で、かなり異村長にも、これはお願いをしてですね、そういう状況で、昨年3月でしたか。改正されたという経過があります。そういうことも含めてですね、今度は、料金を下げる改正ではなく、無料化というような乱暴な提案をします。これは、あとで話しますけども。

それだとか、高齢者、障害者が共に生き生きと暮らせる地域づくりのための福祉政策の具体化。それと、さらに迅速化。そして、高齢者や障害者、思いやり条例。これは仮称です。私が勝手に付けたものですから。その条例の制定。これについては、前の議会で共通な認識に至ったというふうに理解しております。こういうことですね、その条例に対する基本理念。それと、今考えられている行政支援の内容だとか、制定の時期。こういったものについて、お伺いしたいと思います。

**○議長（山須田清一君）：**三浦副村長。

**○副村長（三浦高志君・登壇）：**住民が共に支え合い、思いやりの心を共有する地域づくりを、どんな形で行っていくのかという視点があって、議員の御質問が多岐にわたってありました。一つは、若い世代が住み続けたいくなるような実効性のある子育て支援策ということに関して、保育料の無料化ということが御意見としてございました。

保育料の値下げということについては、議員が触れていただいたとおりでございますけれども、現在の保育料収入を見てもですね、年間 2600万円から2700万円ぐらいと、こう いった前後で推移をしております。これは今年の当初予算ということですから、減額をした後の計算になります。保育士の人件費を含めてということがありますけれども、この保育所運営事業にですね、9500万円ほどの支出が予定されているところであります。関連する国庫補助金の、子育て支援交付金。こういったものが500万円ということの歳入を見ましてもですね、保育料というのは2600万円から2700万円の、この保育料は非常に有意義な財源であるというふうに捉えておまして、したがって現時点ではですね、村長と相談をさせていただきますけれども、無料化までは、ちょっと難しいなということを、まず前段で申し上げさせていただきたいと思っております。

しかし、触れていただきましたように、現在ですね、主に子どもの多い家庭や、障害を持っている子、あるいは障害者がいらっしゃる家庭への支援ということでは、所得による基準で分けさせていただいてはありますが、第2階層の第2子保育料が半額と。あるいは第2階層の、ひとり親世帯、あるいは在宅障害の子、あるいは在宅障害者のいらっしゃる非課税世帯の保育料は無料化になっているということ。それから、第3階層の、ひとり親世帯、障害児、障害者がいらっしゃる家庭の保育料金を軽減措置をしたということ。また、同時に3人ですね、お子様が保育所に入所をされている場合の第3子保育料は無料と。こういったことで、本村でもですね、この保育は、どうしても外に出て働かないと、家計も含めてですね、大変だという所には、保育の支援と。子育て支援という観点から、いろいろ御意見をいただきながら制度を作ってきているところであります。

これらですね、効果の検証を含めて、子育て世帯にとっては保育料金の多さ。あるいは無料も含めてですけども、ここに住むための、あるいは子どもを産み育てるための選択肢の一つだという認識も持ちながらですね、午前中の御同僚議員の御質問で

も申し上げさせていただきましたけれども、今、実施をしているサービスだとか、支援策。これは決して他にですね、引けを取るものではないというふうに思っておりますけれども、しかし、少しずつ改善をしていくということで、実効性のあるものに近づけてまいりたいと思っております。この保育料を無料ということに係わっては、このように御理解をいただきたいと思っております。

たくさんありますけれども、引き続き、よろしいでしょうか。高齢者、障害者が生き生きと共生できるというか、そういった地域づくり。福祉施策の具体化と迅速化ということでお尋ねがありました。先般、6月5日ですけども、保健福祉、地域包括支援担当が中心となって、建築、企画財政、管財担当部署、さらには社会福祉協議会の事務局にも加わってもらいまして、まずは、3月議会でもお話をしましたように、生活の核となる住まい。仮称ですけども、福祉寮の構想について協議を始めたところであります。

3月の議会で答弁をさせていただいた内容と重複しますが、これを核として、そこに住まわれる方や地域の方、御指摘の高齢者だとか障害のある方々共にという考えですけども、拠り所として集い、あるいは活用できる共有スペースを是非、設置をし、さらに見守りや相談機能を有した施設にしたいと。さらには、一時、あるいは短期入寮と。こんなことにも対応できないかという考え方で、現時点で地域包括担当が押さえている、利用が予測される対象者数の再予測も勘案しながら、将来を見据えた施設の設置場所を含めて、検討を開始をしております。

具体化、迅速化についての件でありますけれども、できる限り今年度中に、高齢者や障害者の方々、さらに御承知のように、ななかまどの会という、障害児をですね、子どもをお持ちの保護者の方々、それから意のある先生方がですね、中心になって設立をした、昨年8月にですね。設立した会もあります。そういった関係者の方々からも御意見や要望をお聞きしながら、例えば、共同作業所的な就労の場も併せ持てないかというようなこともですね、構想に肉



付けをして、平成26年度には、今お話を申し上げた福祉寮的なもの。この持つべき機能だとか規模、場所、建設財源をですね、勘案した具体的設計に取り掛かれるように進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、議員がおっしゃっている、仮称、思いやり条例の制定について、ということでもありますけれども、基本理念だとか行政支援の内容、それから、条例そのものの制定時期について、お尋ねがありました。議員の念頭のですね、おそらくと思いますが、奈井江町の、おもいやりの障がい福祉条例。これは全国で初めて、こういった視点で制定をされ、今年度4月から施行されたものでありますけれども、そこにある基本理念。障害のある人も、ない人も、平等で、お互いの人権が尊重される、ということを含めた4点のですね、基本理念がありますけれども、これは、奈井江町まちづくり自治基本条例の原則、考え方がうたわれているわけです。

3月議会で、関連して私もですね、全国にある総合福祉条例。これも参考に、というふうに申し上げました。結果的にはですね、調べてみますと、奈井江町とは、こういった言い方が適当かどうか分かりませんが、似て非なる部分が結構あってですね、どうかなと思いましたが、しかし、同じようにですね、土別市、石狩市の、福祉のまちづくり条例。道外では、三鷹市（東京都）のですね、健康福祉総合条例など、いくつかの先進地の条例を勉強させていただきました。

村に置き換えてみますと、村の責務だとか、村民の責務だとか、それから障害のある人の責務も含めて、暮らしやすい地域づくりや、自立と社会参加のための支援について、あるいは雇用の促進、就労支援も含めて、村、団体や事業者、関係機関、そして村民まで、それぞれが努力をすることを定めているわけです。このですね、こうした理念や考え方というのは、どなたも否定するものではないと思いますし、本村も当然、同じ気持ちでやらなければならないものだろうというふうに思っています。しかし、ここで学ばせていただかなければならないのは、条

例制定に至る経過や積み上げが、先進地にはあるということなのであります。

奈井江町で申し上げますと、平成6年に、福祉元年というふうに位置付けまして、おもいやり明日へ、と。これを、まちづくりの指針、テーマとして掲げてですね、健康と福祉のまち宣言をしていらっしゃいます。そして、行政施策や民間事業が進める中で、これに連なる、子どもの権利に関する条例が、これはもう、保護者や町民や地域や事業所も全部、いろいろな地道な活動をすることによって、平成14年に制定されているんですね。平成17年に、そういった一連の取り組みが、考え方が包含された、まちづくり自治基本条例が制定をされて、その基本理念でうたわれている、障害がある人も、ない人も、互いに基本的人権を尊重し合い、共に支える福祉のまちづくり実現を目指すために、ということで平成24年度、仮称、福祉の増進に関する条例が、障害を持つ方々も構成をする障害者自立支援協議会で検討協議をされて、平成25年3月の議会で皆さんの同意を得て議決、制定されたということでもあります。

結論を申し上げますと、非常に、こういうふうに進歩の所を勉強すればするほどですね、条例制定時期というのは、やはり難しいなど。経過だとか下地もなしにですね、こうあるべきという正しさを持って、上意下達式に、例えば、性急に作り上げてですね、なかなかこれは動き出すのに、住民の方々も含めて、理解をいただきながら、作り上げていくというところに、非常に難しいところがあるんじゃないかなという気がしました。

本村のですね、ななかまどの会。あるいは、身体障害者福祉協会。教育委員会が所管しております、特別支援教育連携協議会。それから、民生委員各氏や社会福祉協議会等とですね、関係する方と、今年度より少しずつ、このための御意見の交換をですね、そういった場。要望をいただく、協議をしていただく場を、是非、作りながら、本村にも実は、御承知のように既存の、まちづくり理念条例があるわけですね。そこに掲げてある、健康と福祉のまちづくり条項というのがありますから、そういったものの具

現化の視点で、少し時間を掛けて取り組ませていただきたいなというふうに思っています。

長くなりますけれども、具体の福祉施策、行政支援を、どうしていくかということ。最後になりますけれども、前段でお話しました、住まいだとか活動の場づくりというのは、これはやはり計画的に進めてまいりますし、現在自主的に、先ほどからお話をしておりますが、動き出しておられる関係者の取り組み。これを大事にですね、村内に広がりを作り出すことを目指して、現在は後方支援の域にとどまって、保健福祉課がですね、窓口は今、やっておりますけれども、何とか関係部署が連携していこうと思っております。

雇用の場ということではですね、行政は、どう動くのかということにつきましては、3月の定例議会で議員の御質問にもお答えしましたけれども、村内事業所においてですね、一気に雇用ということではなくてですね、障害をお持ちの方の就労体験。これの受け入れについて御協力をいただける状況を探りたいというふうに考えておりますから、4月に商工会事務局に中継ぎ、御協力の相談をさせていただいた経過がありますけれども、今年度ですね、なかなかまどの会の活動の柱の一つ、村内事業所さんや民生委員さんとの懇談が予定されていて、既に、もう一部始まっているところであります。こういった所とですね、是非、会議を、行政も申し入れをしまして、同じテーブルに着く形で連携をして取り組んでまいりたいなというふうに、ただ今、考えているところです。

その中で、今年度中に事業所への、例えば人件費助成等も含めて、条件整備について、行政としての支援策を村長に提案してまいりたいなというふうに思っております。大変長くなりましたが、以上です。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**午前中に、野村議員が子育て支援の質問もしております。その支援の効果という部分についても、若干触れられておりました。被るような条件でございますけれども、国は日本経済を底上げする成長戦略というのを掲げた。とりわけ、女性の労働力に焦点を当てたもので、女性が

働きやすい環境を整えて、25歳から44歳の女性の就業率を、現在の68パーセントから、2020年度には73パーセントに上昇させる目標を掲げた、ということが報道されておりました。今後2年間で20万人分、保育児童が見込まれる。さらに2027年までに40万人の受け皿。労働力が増える一助になれば。労働力の確保の一助になれば。そういった視点からも、各種の施策を総合的に講じていく必要があるんでないだろうか。

実は、6月13日に、NHKの『あさイチ』という番組がありまして、その中で、岡山県の美咲町。美しく咲く町。この子育て支援について放映されておりました。その中でですね、次世代を担う子どもたちを町の宝と考え、子どもを安心して産み育てる環境を整えることを第一として、様々な施策を打ってきたと。代表的には、生活支援事業として、3人目以降の子どもが義務教育を終えるまで水道料金の基本料金を助成したり、保育料は国が定める基準額の65パーセント。通常は75パーセントとされています。第1子が10割、第2子が50パーセント、第3子以降は無料。猿払村も平成24年3月に料金改定されて、同じ料金体系になったんでないかというふうに理解しております。非常に、ありがたい制度だというふうに理解しております。

それで昨年ですね、その効果ではないでしょう。これは前にも言ったように、生まれた数が40人という報道がされてですね、そして私、調べましたら、亡くなっていく方、自然減で37人。自然増が発生するというのは、こういう町村では他に類がないと。そういうデータが明らかになってきているんですね。いかに、こういう支援体制を充実することが大切なのかという、これは一つのデータとして表れでもあるのではないかと、いうふうに私は思っています。

実は今言うように、保育無料化により、保育料が2600万円から2700万円の収入があります。考えようですね。それを単独での効果で考えてしまうと、2600万円、2700万円という非常に大きな財源になります。こういう部分を地域振興だとか、商店街の活性化だとか、そういったものにつなげていく。そういう複数の効果を期待した取り組み

で無料にしているというのが、北海道の市町村にもあるはずなんです。若しくは、あるとすれば、どこで、どういうことをやっているか、ちょっとデータとしてあれば、お知らせいただきたいと。

それと、次にですね、奈井江町の、おもいやり条例でありますけど、これは障害者だけの問題です。私が言っているのは、高齢者も含めての話でございますから、これは改めて、また話をしていきます。

それでですね、先ほどの続きになりますけども、岡山県の美咲町。平均的な子どもの数が、お母さんが1人に対して、子どもは4人から5人というんですね、平均的に。そういうことで、今、少子高齢化という、少子化という中では、とんでもない数字。4人とか5人ですからね。そんな所が今時あるんだろうかということを、びっくりした、ということですよ。

ですから、そういったことですね、同僚議員も同じことを言っていました。（聞取不可）いろいろな活力ある、まちづくりの上で若者が増えるということは非常に重要なことですし、幸せを感じる、いろいろな施策推進。他の町村がやっていないから必要ではないと、いろいろなことを考えないのではなく、他の町村がやっというが、やっていまいが、うちの地域にとって施策として重要だと感じたら、やはり、やっという勇氣を持たなければならない。

そういうことで一つ、この部分についてですね、例えば保育料の無料化について、そういった部分の他の市町村でも、北海道の中でも無料化にしている所はあるはずなんです。そういう所があれば情報提供いただきたいと。一つずつやっというたいと思います。これについて、ちょっと。

**○議長（山須田清一君）：**三浦副村長。

**○副村長（三浦高志君・登壇）：**大変申し訳ございません。道内の自治体で保育料を無料化にしている所の具体的な資料は、現在のところ持ち合わせておりません。調べまして提示をさせていただきたいと思っております。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**分かりました。そういうことですね、普通、このぐらいのことは政策的にやっている市町村は絶対あるというふうには私は思っていますし、是非、調べてですね、そういう事例も研究していただきたいと思っております。

それから、数年前から私、一般質問の中で継続して、高齢者、又は障害者が安心して生き生きと暮らせる地域づくりについて、問題提起をさせていただきましたし、提案もしております。基本的な考え方という部分では一致してですね、様々な政策が実行されているということも事実でございます。しかし、居住環境の整備。各種の福祉施設の整備。まだまだ立ち遅れの感があると。

そういったことですね、高齢者の生きがいがづくりだとか、障害者が当たり前に参加できる仕組みを早急に確立すべきだし、現在進行形というふうには理解しておりますし、一生懸命頑張っていたというのを理解しながらですね、実施のスケジュールだとか、そういったことがあればですね、明らかにしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

**○議長（山須田清一君）：**荒井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：**ただ今の御質問にお答え申し上げます。実施のスケジュールということでありますが、先ほどの副村長の答弁とも一部、重複する部分もございますけども、個別の部分では、まず福祉寮ということが、私どもが一番最初に考えている部分でございます。これは先ほど、議員も公営住宅の関係でも、いろいろ御質問されていた部分もございますが、公営住宅も含めての住まいといいますか、私たちが取り組む部分につきましては、高齢者、それから一部障害者というふうには考えての福祉寮。これは、平成25年度中に、いろいろ研究をしながら平成26年度には何とか、こういった福祉寮、それに付随するコミュニケーション施設という形で、平成26年度には見えるように考えていきたいというふうに思います。

また、はっきりしたことは申し上げられませんが、建設は、できれば平成27年度以降に、早い時期に取り掛かれるように、という思いで進めていきたい

というふうに思っておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**そういった形で急いでいただきたい、というふうに思います。

それで先ほど、副村長のほうからも答弁ございました。奈井江町の例を出して、おもしろい条例というのですか。障害者に対するという部分で理解しておりますけれども、猿払村の条例を紐解いてみますと、介護予防及び生活支援事業条例というのが制定されているんですね。介護が必要な状態に陥り、さらに状態が悪化しないよう介護予防を推進し、自立した生活を確保、必要な支援を行い、高齢者の保健福祉の増進を図ると、こういう内容が書かれております。

しかしですね、副村長、この条例を見ますとね、あくまでも介護をされる側の条例なんですね。全部、される側の。当然だろうと思います。主体は、やはり介護される側です。大切にしなければならない。この意識については私も共通の認識ですから。しかし、介護をする側の支援体制に配慮された内容では決してない、というふうに理解されるんですけども、副村長、この介護福祉条例を、どういうふうに捉えているか。内容は、今、紐を解くというのは難しいでしょうから。

ただですね、365日、24時間、在宅介護をする側の立場に立ってですね、ものを考えるべきだろうと思うんですね。この前も新聞、テレビで放送されておりますけども、介護の疲れから、不幸な出来事というものが随分、最近、頻発していますね。そして事件になるのは氷山の一角だろうと思うんです。予備軍というのが、もう相当数に上るだろうというふうに思います。そして、ゴールが見えないんですね。精神的な重圧というのは、副村長、これはやはり、我々が直接の当事者でないから計り知れない、そういう部分があると思いますね。

しかしですね、介護される側にとっても、する側にとっても、特に、される側にですね、する側の精神状態をきちんとやらなければ、良質な介護というのは、できないのではないだろうかというふう

に思うんですね。やはり心に余裕があって、精神的にも余裕があって、初めて良質な介護が提供できる。家族であってもですよ。そういう視点で、ものを考えていただきたいなど。そして、そういう支援体制を充実しなければならないのではないかと私は思います。

そういうことですね、心身共に定期的に休養させることは、絶対に必要だと私、前の議会でも、これはやりました。そのときに、そういう条件も、いろいろ難しいけれども検討してみるというような回答を得ましたから、それはそれでいいんですけども、さらに一步踏み込んでですね、介護している家族を孤立させないような、そういう体制というのが物凄く大事だろうと。それには、定期的な休暇を与えるべきだろうと思うんですね。

例えば、2週間に連続して二日間の休暇を与えるためのショートステイ。これを充実して条例にうたい込むとか、そういうことは可能ではないでしょうか。そういうことについての考え方については、副村長、どういうふうに認識されておりますか。

**○議長（山須田清一君）：**三浦副村長。

**○副村長（三浦高志君・登壇）：**過去にもですね、議員のほうから、ただ今の、介護をする側の視点に立った支援策ということで、何度も御意見もいただいていますし、御質問もいただいています。先ほど、私は、福祉寮の建設に係わって、今、担当のほうで構想を練ってくれているのは、一時、あるいは、そういったところに対応できるような寮ということも含めてということ、ちょっと触れてお話をさせていただきました。障害を持っていらっしゃる方。あるいは、想定としては高齢者としてはですね、独居の方。そして、要支援で、本当に自宅では、なかなか住むのが困難になってきた方。そして、低所得の方という、そういった方々を対象とした福祉寮ということでの基本的な構想を担当では持って、相談をしているところです。

それに、常時入寮していただく方に加えて、一時的入寮だとか、そういったところにも対応できるような施設として、必要ではないのかということも含めて、内部では検討しているところであります。

まだ具体的に、こういう形、ということの相談は、まだありませんけれども、しかし、そういうことも含めて、この福祉寮というのを、担当では構想として今、練っていると。

今おっしゃられた、家族の方がですね、どうしても定期的に、あるいは、用事があるって手を離さなければならぬと。そういうときに、介護保険上のショートでは、なかなか対応が制度的に難しいところがありますから、どこで受け皿を持つかというところにですね、今の福祉寮という発想もですね、抱えている問題があればあるほど、実は、そういうところを担当は今、構想の中で検討しているというところでございますので、これが具体化になるのは、構想が平成26年度ですね。設計に向けた具体化をしていきたいということですので、もう少し今の視点を改めてですね、担当にも押さえさせますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**副村長、今、私が言っているのはですね、福祉寮的な考え方が、ショートの部分もそこでカバーできるような、というような答弁もいただきましたから、それはそれで結構でしょう。しかし私はね、必要に迫られて、例えば、冠婚葬祭、いろいろな部分で、どうしても手を離さざるを得ない。そういう状況のときには当然でしょうということ。それは今の、やすらぎ苑のショートの中で対応できないわけではないんですけども、私が言うのは、定期的きちんとした休みを確保してやるという、そういう条件整備をすることなんですね。家族だから365日、24時間は当たり前だというような感覚は、やはり変えるべきだろうというふうに思いますし、ですから、そこをちょっと。その部分なんですよ。

何かあって対応しなければならない場合は、どうでも対応はできると思います。ですから定期的に、例えば2週間に1回、二日間連続で休みを取ってもらって、休養をしてもらうと。それに よって、在宅で介護する人のね、精神状態は、きちんと心身共に。そういう状態を確保してやりたいなど思うんですね。そういう意味で言っているんですよ。

ですから、条例の中も整備するときは、おもいやり条例というのは、そういう視点も入れていただきたいというふうに私は思っています。定期的に、2週間に1回は連続して二日の休みを取ることを原則とすると。取る取らないは。しかし、取れるんだ、という条件で介護するのと、何かあったらやるけど普段は取れないんだ、という条件で介護するのは、自ずから精神状態が違うと思うんですね。

そのあたり副村長ね、条例という形の中で考えていけば、そういうことも網羅していただきたいなど。そんなことを考えているんですよ。そういうことを是非、配慮をしていただきたいなど。それが、前の質問のときも、ちょっと副村長とずれたのは、必要に迫られて、冠婚葬祭があって、どうしても行かなければならないから、外さなければならぬ。そういう状態でないですね。やはり、定期的に介護する側の心身共に、きちんとした休養を取らなければ、いい介護はできないでしょう、ということ。そういう視点で話しているので、今一度そこだけ、ちょっとだけ。

**○議長（山須田清一君）：**三浦副村長。

**○副村長（三浦高志君・登壇）：**反問ではなくてですね、言っていることは私も十分理解しているつもりなんです。条例の中で、例えばですね、猿払村にあってですね、介護をしている御家族の方は、今おっしゃられるように、定期的に。取りたいときも含めてですね、定期的きちんと取れるような条件付けをするものとする、というふうに、これは画期的なことだと思うんですけども、そういう精神を、理念を。これはもう理念ではないんですね。そういうふうな条例の中にうたうということは、そのために何をするか、ということですので、非常に、そこで、私は難しいところがあるだろうと。

したがって、そういうところでも、そういう希望に、あるいは、定期的に何とか取ってもらおうような手立てをするためには、いろいろな調整が必要です。自由に、そういう対象者の人を、いくらでも出てきても対応できますよ、ということは、これはもう現実的に無理な話ですから、今ある施設だとか、次に作ろうとしている施設、あるいは病院、医療機関。

そういったものを含めて、そういうような体制が十分取れるような仕組みを作っていこうというのは、考え方なんです。

おっしゃられる、やはり定期的にでも休養は取らないと介護者は大変だと。そういう村づくりであってほしいというのは、もう重々、私も分かっているつもりでありますけれども、理念だけではできない。やはり、そのための条件整備として何が必要なのかということを考えていきますと、そういった受け入れのための、空いている施設、設備、それから、今ある所の有効活用のための工夫をしていくと。これがやはり一番大事なんだろうというふうに思っております。

ずれている、というのはですね、思いは同じなんだけれども、具体的に、それをどうやっていこうか、というところの施策をですね、一つ一つ、今、こういうものを増やしながらか、そこに辿り着きたいという思いであります。御理解いただけるよう、お願いいたします。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**今、施策として何をやるか。やるものは、条件的には、たくさんあるんですね。複数の施策があると思います。その中で、何を選択するのか。何が急がれるのか、というのが、私が言っていることなんです。それと、今言ってるのは、介護している人の立場だけではないんです。される側も同じことなんですよ。やはり良質な介護を、きちんとできるような条件整備が大事だということを言って、いろいろな政策、施策があるけれども、今、これが急がれてるよ、ということを私は主張しているんです。そこは、ちょっと理解していただきたい。また改めて、これについては議論したいと思います。そこは、とりあえず今回はこれで終わりますけどね。

それでですね、次、障害者について、ちょっと質問したいと思っておりますけれども、5月20日にですね、NHKの報道で、障害者が、ある施設でですね、年間1.5倍のスピードで障害を持っている方が増えている。これは、ある施設ですけどね。どことはNHKでは報道されていなかったんですけども。それ

で、ちょっとお伺いしますけれども、その中でですね、特別支援学級の教室が足りない。そういう報道がされてましたね。そういう問題も、かなりこういう所にあると。廊下を活用したり、音楽室を活用したりと、いろいろな形でやっているようですけども、猿払村において、ハード、ソフト面において、教育環境というのは、教育長、これはどうなっているか。それをちょっと、お伺いしたいなと。

**○議長（山須田清一君）：**大石教育長。

**○教育長（大石真君・登壇）：**年間1.5倍の増という、前に報道がされておりました。猿払村の統計的な倍数ははっきりはしませんが、増加しているだろうというふうに感じられる、というふうになっているのは事実でございます。重度化ではなくて、軽度発達の関係での問題での広がりが多くなっているというところでは、数的なものは、他の所と同じように増加してきていると。

ハードの部分の関係ですけども、昔、学校を建てた頃には、そういう状況では、あまりございませんでしたので、実質、その分の教室はございません。ただし、この村のほうでは、いろいろな形でスペースを作っていましたので、そのスペースを分割したりしながら活用しているという状況でございます。それが全て良い状況なのかどうなのか、ということであれば、まだ工夫の余地はあるかな、というふうに思いますけれども、そのような状態です。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**分かりました。そのあたりですね、逐一、状況を把握をして、足りない所を補っていくというような、教育長、そのあたりの配慮を十分に、現場と連携を取ってやっていただきたいと、要請しておきたいと思っております。

それとですね、これもテレビでの受け売りですけども、知的障害者の、家族を含めて、本人の将来不安というんですか。自分が亡くなったら親はどうなるんだろうか。親は、自分が亡くなったら、この子はどうするんだろうか。先の見えない不安に駆られていると。これもテレビの報道です。安心した暮らしができる環境整備というのは、やはり、そういう意味からも、不安を取り除くという意味では急がれ

ると思いますので、発想をですね、変えて一つ、手早い対応という部分で要請しておきたいと思います。よろしくお祈りしたいと思います。

それと、昨日ですか。道新に出てましたね。障害者の施設ブランドを創造、というタイトルですけども、豚肉の加工、販売。従来の発想の転換事例というような部分で。こういう部分も、やはり、我々、検討に値する事案だというふうに思いますが、一緒に、共に、考えていただきたいなと思います。

それで最後にですね、時間がありませんからアレですけども、保健福祉課長に、村の知的障害の部分で、二十数名の方がおられまして、村外で暮らしている人たちの意向調査とか実態調査は、どうなっているかということで、進捗状況について、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（山須田清一君）：**荒井保健福祉課長。

**○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：**ただ今の御質問にお答え申し上げます。進捗状況というふうに言われますと、非常に申し訳ない言い方ですが、はっきりとした数字は申し上げられませんが、一部、口頭で聞いている方もいらっしゃいます。ただ、その他に、内部で、保健福祉課職員が、既にこういった事例であるというふうな、事案であるという施設に入っておられる方の状況も聞いておりますので、そういった方に対して、改めてお伺いするというところを、どうするかというところで、まだ動きを検討しているというところでございます。以上でございます。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**どういう需要があるのか。ニーズがあるのか。本人は、どういうふうに感じているのか。家族は、どういうふうに思っているのか。そういう思いと実態を掴まなければ、対策の打ちようがないんだと、私は主張しているんですね。そういう意向をきちんと把握した上で、こういう対策を取ります、というのが出てくるんですよ。それを掴まないうちは絶対に出てこないはずなんですよ。単なる、さっきの言った、福祉寮。思いつきでやったんだけど、実態に、需要に合わなかった。そんなことが、あり得ますね。ですから、そういう

ものを十分調査して、早く やっていただきたい。そんなふうだと思います。

それで最後、この問題についてですね、副村長にお願いしたいんですけども、これもね、高齢者だとか、障害者、子どもも含めてね、住民同士が支え合う、そんな地域づくりというのが理想でしょう。副村長も言っていますよね。村長もね。そういう地域を作るというのには、ある程度、決まり事があって議論するということがなければ、できていかないんですね。そう思うんですよ。議論もなしに、そういうものを、ただ条例を作りました。だから、それに従います、と言っても、何の血の通ったものにならないということなんです。ですから、たくさんの議論をして、住民も常にそういう意識、弱い者をかばい合って生きていこうよ、という思いを持たなければ、できないと。これは副村長も言っていますね、自分でもね。私も全く同感なんで。そういう地域づくりのために、何とか頑張っていたきたいと。

それと、いろいろな福祉施設の整備、ハード面の整備をするといっても、どんな資金目処でやったらいいのかなんていうのは、全く分かんないわけですよ。もしも仮に、NPOを作って、それを何とか推進していこうといっても、資金の目処も全く何もないという形にはならないはずなんです。そういう面での要綱もね、このぐらいいは施設整備についての（聞取不可）という、そういうことも一つ、早急に検討していただきたいと、要請しておきたいと思えます。

それで、次にですね、都会を離れて地方で生活したいだとか、社会に貢献したい。人とのつながりを大切に生きていきたい。自然と共存して自分の手で作物を育ててみたい、などなど。今、様々な理由で、都市住民は地方に注目している。人口減少や、高齢化が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくこと。これは、総務省のホームページに、そう書いてありました。地域おこし協力隊についての目的でございます。これについての可能性について、どう考えているのか、お伺いしたいと。そして

早急に、積極的に推進を図る考えはないのか。さらに、集落支援員についてもお伺いしたいし、移住、定住施策、これについても考え方をお伺いしたいと思います。

**○議長（山須田清一君）：**巽村長。

**○村長（巽昭君・登壇）：**ただ今の質問にお答えいたします。まず、地域おこし協力隊についてお答えします。現在、地域おこし協力隊の募集活動を始める準備をしております。それは、地域おこし協力隊に、本村で、どのような活動に携わってもらうのかを整理し、地域おこし協力隊設置要綱を定めております。要綱の中で、対象となる人や活動内容、順守事項、村の役割などを示しています。具体的には、各課と協議の上、活動内容を整理しますが、10月からの採用に向け、募集を予定しています。また、身分は村臨時職員と同様と考えており、当面は農林水産業の振興や支援活動、観光特産品、その他の地域資源の発掘及び商品開発活動などと考えております。

次に、集落支援員についてお答えいたします。集落支援員の活動は、集落の点検と課題の整理など、目配りが主な活動と考えています。自治会長や役員又は班長の方が担っている活動と重なる部分もありますので、導入については、地域と協議をしながら、検討してまいります。ただ、役員や班長がしっかりと機能している地域には、必要ないかとも思っております。

移住、定住対策についてお答えいたします。移住、定住対策は、人を増やすという面で、重要なものだと考えております。ただ、お試しなどの施策にとどまらず、本村は定着していただく基盤がしっかりとあると考えておりますので、先ほどの質問にもあった労働力対策として、企業や法人などへの村外からの通勤者や、Uターン希望者なども含め、住宅対策をどのように進めていくか検討していきます。あわせて、様々な機会で見聞村の良さを、しっかりPRしていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（山須田清一君）：**眞田君。

**○議員（眞田勝也君・登壇）：**この制度については、同僚議員も数年前から2回、又は3回、こういう質

問をされていたというふうに記憶しております。あまり前を向いた答弁をいただけなかったというふうに理解しておりますし、私も、この事業については、すこぶるインパクトがある事業なんだなというふうに。実は、これもテレビの報道等で、喜茂別町という所が一番最初ではなかったのかなというふうに思いますが、これもテレビでの情報で、非常にいい事業だというふうに思っていました。同僚議員の質問に対しても、しっかり やって、何とか実現してもらいたいな、というふうに思っていたんですけども、あまり進んでいかなかったというふうな記憶がありますけども。

それですね、これは、2009年度に総務省の肝煎りで創設されたと。都市部の若者らを過疎化に悩む山村に招き、農林漁業や地域商品開発などに従事してもらい、地域の活性化につなげ、隊員の任期終了後の定住も視野に入れる、というものです。調査によると、2009年から2011年までの3年間の任期を終えた隊員、男女100名。そのうち、若者は過半数だそうです。そのうちですね、任期終了したあともですね、67名が、約67パーセントがですね、そこに定住を、居付いたというようなデータも公表されております。移住、定住というような部分での効果も、やはりこれは、もの凄い効果があるもんだなというふうに思います。

もう1点言わせていただければ、地域活性化の主役は、地域の住民。これは基本的な原則で分かりますけども、人材も地域の中で育成して、育てていくというのが理想だと、十分に承知しております。しかし、小規模自治体、地域の中では、企画や立案だとか、地域内の調整、事業実施における人材を揃えることは、なかなか難しい。そういうことで総務省も、外部の人材が地域にもたらず、よそ者という定義で考えていけば、今まで我々が、ここに住んでいて当たり前だと思っているものを、また違った目で見れるという効果があるんですね。地域の魅力。我々が考えていなかった魅力は、こういう面で凄い魅力があるではないかという、よそ者の視点で見れる。そういう効果ですね。



それと、活動の場だとかというのは、燃えてきているわけですから、そういうものの切っ掛けは、どんどん具現化して、具体化していってくれる。

それと、もう一つ言わせていただければ、よそから入ってきて、我々は情報の受発信が、なかなかできないんですよ。そこが我々の苦手なところで、そういうものを補ってくれるんですね。アンテナとして活用できるのではないだろうか。地域の再発見や創造に、強力なインパクトを与えると。そういう思いでおりますので、これは積極的に推進すべきだと思います。もう一度、意気込みについて、村長、お願いします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：繰り返しになりますけども、これらの制度を十分に活用してですね、地域の活性化に努めてまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは、時間もありませんので最後になりますけども、集落支援員というような部分で、実は、集落支援員といっても、その集落の捉え方、押さえ方にありますけれども、猿払村でいっても、集落がたくさんございますけども、限界集落と。失礼かもしれないですけども、そう言われて、それに合致するというような集落も、ないわけではないと思うんですね。

しかし、現状で我々は、どういう押さえをしているんだろうか。その集落の行く末がどうなるのか、先が全然見えない。かなり高齢化もしております。何とか、あまり話題にしないで、そのままいってくることが、というような、そういう思いもないわけではないんですね。しかし、抱える課題というのは、そうではなく、我々は勇気を 持って踏み込んでいく、という必要もあるんでないかなと思うんですね。最悪ですよ。どうしても集落維持が難しいとするならば、再編成、移転ということも、やはり視野に入れなければならない。勇気を持たなければならぬ、という時代になっている。

それと、その集落の中で、やる気があれば、何とか地域維持したいということになれば、強烈なバツ

クアツプをしていくというような、両方の施策を考えていかなければならないと。

そういう意味でですね、私は集落支援員というような部分では、地元からではなく外部の人間ということで、あくまでも考えておりますけども、やはり新たな視点で、活性化の振興策だとか、それと、村の地域担当職員ですか。そのあたり、地域担当制が、果たして、きちんと機能してるのかなと、振り返ってみる必要もありますでしょうし、そういったものと連携して進めることによって、プラス効果というのが期待できないだろうか。まだまだね。そんなようなことも考えていけば、可能性も結構あるのではないか、というふうに思うんです。

それで、猿払村の悪い条件。それとか、できない条件。難しい条件ばかり羅列しても意味ないんですね。いいところもあるはず。稚内空港から 1 時間の範囲。絶対いい条件ですね。気候が悪い。寒い。他にない条件ではないですか。それをプラスに考えることぐらいの発想転換。そういうことで、マイナスをプラスに変えていくというような逆転の発想と考えると、可能性というような部分は、まだまだあるような気がします。それに対する、ちょっと一言で結構ですけども、あれば。

それと、宗谷総合振興局管内で、てっぺん移住というのをやっています。浜頓別、中頓別、豊富、稚内市。何か、いろいろやっていますけど、猿払村は何もなしですね。そういう面で、もう少し目を向けていただきたいな、というふうに思います。これについて、村長でも副村長でも結構ですから、何か一言ございましたら、お受けしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：集落支援員に係わってですね、議員のほうから最後のほうでお話をいただいた、村の地域の可能性を探る、地域そのものですね。今は、こういう状況だけど、本当に、もう、あとはないのかという、そういった部分はですね、集落の点検、あるいは課題ということで、今おっしゃられている、集落支援員というところの活動というのは非常に、そこにも大きな活動の内容があ

りますけれども、あわせて、職員も地元に住んでいるわけですから、探ると。

これは今、村が時限で、今年度一杯ですけれども、やっている地域担当職員制度。これもですね、やはり、そういった視点で地域に入ると。地域を見ると。地域と共に活動をする、というところを、今一度、職員にもですね、きちんと理解を求めて、本当に高齢化の地域は、何もできないだろうか。もう可能性はないのか、という視点もですね、あわせて、十分探るような努力をしたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：いろいろな課題を挙げて、質問させていただきましたけれども、必要な、又は考え方として、必要な認識というのは、共通した認識になっている部分もあると思いますけども、やはりスピード。それだとか、基本的な考え方の整備を、きちんと交通整理をしていくということが、やはり大事になる。それと、職員同士の横の連携。そういうものを整理していかなければ、できる事業もできなくなる、というようなこともあります。それとまた、迅速化を求めても、なかなかスピードが上がらない、ということになりかねない、ということもありますから、そのあたりの交通整理を一つ、しながらですね、積極的な事業実施を期待して、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。